

定 款

日本碍子株式会社

日本碍子株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、N G K株式会社と称する。

英文ではNGK Corporationと表わす。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(目 的)

第 3 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気絶縁物および電気機器ならびにこれに関連する製品の製造販売
2. 防火、その他の防災施設に関する設計、施工、請負
3. 化学工業用機器および装置の製造販売ならびに化学、物理に関する分析測定
4. 測定、計量、分析用機器および装置の製造販売
5. 自動車用部品および付属品の製造販売
6. 電子、通信用セラミックス製品および付属品の製造販売
7. 環境装置の製造販売および各種プラントの設計、施工、請負
8. 珪瑯製品および特殊セラミックスの製造販売
9. 金属製品およびその材料の製造販売
10. 金型および金型部品ならびに金型加工機器の製造販売
11. 特殊耐火物および窯業装置の製造販売ならびに設計、施工、請負
12. 発電、蓄電、配電および電力の小売ならびにこれに関連する製品、システム、サービスおよびソフトウェアの設計、製造販売
13. 前各号に掲げる製品および材料の輸出入
14. 不動産の売買、貸借、仲介、運用、管理、設計、施工、請負および土地の造成、分譲
15. スポーツ施設の経営

16. 金銭の貸付、債権の売買、債務の保証等の金融業ならびに会計、
経理に関する事務の請負

17. 前各号に関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は7億3503万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株

予約権の割当てを受ける権利

4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。

- ② 買増請求をすることのできる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主権行使の手続きは、法令または定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。

- ② 臨時株主総会は、必要のある場合に招集する。

(開催場所)

第14条 当会社は、名古屋市で株主総会を開催する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役会長および取締役社長ともに差しつかえがあるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、各株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第20条 当会社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の

3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第27条 取締役会は、その決議によって重要事項諮問のため相談役および顧問若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議に

よって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定 員)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(選任方法)

第32条 監査役は株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任決議の効力)

第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会

を開催することができる。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

1. 定款第1条(商号)の変更は、2026年4月1日付で効力を生ずるものとする。なお、本附則は、定款第1条の変更の効力発生をもってこれを削除する。

昭和25年11月改正
昭和26年11月改正
昭和31年 5 月改正
昭和32年 5 月改正
昭和33年 5 月改正
昭和36年 5 月改正
昭和37年 5 月改正
昭和38年11月改正
昭和47年 5 月改正
昭和47年11月改正
昭和48年11月改正
昭和50年 5 月改正
昭和51年 6 月改正
昭和57年 6 月改正
昭和63年 6 月改正
平成 4 年 6 月改正
平成 6 年 6 月改正
平成 9 年 6 月改正
平成10年 6 月改正
平成11年 6 月改正
平成12年 6 月改正
平成13年 6 月改正
平成14年 6 月改正
平成15年 6 月改正
平成16年 6 月改正
平成17年 6 月改正
平成18年 6 月改正
平成21年 6 月改正
平成28年 7 月改正
令和 3 年 6 月改正
令和 4 年 6 月改正
令和 5 年 3 月改正
令和 7 年 6 月改正